

委員からのご意見	仙台市の考え方
目的	
<p>他の条例だと目的をもっと広く規定していると思うが、素案では「自転車事故の減少や自転車事故の被害者保護等を図る」となっているので、もっと広く目的を規定して、それを基本理念が受けるという形にした方が良くと思う。</p>	<p>目的の条文に反映した。</p>
基本理念	
<p>市民や自転車利用者が交通ルールを遵守するという基本的なところが、基本理念には簡潔に書いているが、そこが一番重要で、基本理念とは別に条例に規定すべき</p>	<p>基本理念及び自転車利用者の責務として、法令等を遵守することについて条文に反映した。</p>
<p>基本理念にある「市民一人ひとりが自転車の安全な利用について理解を深め」というところは、自転車に乗る人だけでなくという意味であるのならそこをきちんと書く必要がある。自転車に乗らない人がどう守るべきか、ということに触れないでしまうのではないかとこのところが心配である。 道路を通る人すべてが道路交通法等の法令を遵守することを前提としないといけないと思う。</p>	
世代ごとの交通安全教育の推進	
<p>児童や生徒等の保護者への交通安全教育について条例に規定する予定はないのか。</p>	<p>条例においては、市の責務として、市民に対して自転車の安全利用に関する啓発を行うように規定することとし、保護者への啓発についてもその中に含まれていると理解している。 また、自転車の安全な利用に関する計画の中で、保護者に対する啓発について盛り込むことを検討して参りたい。</p>
<p>外国人への教育について盛り込んでいただけるとありがたい。</p>	<p>条例においては、外国人もまず大きく市民として捉えており、市の責務の市民に対する啓発の中に含まれると考えている。さらに、外国人でも、社会人や学生であれば、事業者の責務や、学校の長の責務の中に従業員や学生等として含まれると理解している。 また、自転車の安全な利用に関する計画の中で、外国人に対する啓発について盛り込むことを検討して参りたい。</p>
<p>保護者や、高齢者の同居する家族の項目について、努力義務かもしれないが、家庭内の問題にまで条例で言及することに疑問を感じる。指針やガイドラインぐらいならいいのかもしれないが、条例で規定するのは行き過ぎではないか。</p>	<p>自転車の安全利用を促進するためには、市や学校等による啓発及び教育だけでは不十分であり、家庭内において教育や助言を行うことも非常に重要であると考えているため、素案のとおり条例へ規定して参りたい。</p>
<p>素案においては、学校の長というひとくくりの表現にしており、この書き方だと、中学校は中学校、高校は高校でそれぞれ教育を行うという内容になるかと思うが、やはり中学校から高校へ入るときの教育が重要だと思うので、少し踏み込んで中学校と高校で連携して教育を行うという表現で規定した方がより有効だと思う。</p>	<p>学校における教育の方法や内容については、自転車の安全利用に関する計画の中で検討したいと考えているため、条文には反映しないこととしたい。</p>
<p>この素案の中の交通安全教育の項目では、自転車利用者についての項目が抜けており、全ての自転車利用者が対象になる様に、例えば、自転車利用者は自転車に係る法令や規則を理解したうえで使用しなければならないといったように規定すべきだと思う。</p>	<p>自転車利用者の責務について規定した。</p>

委員からのご意見	仙台市の考え方
自転車損害賠償保険等の加入促進	
<p>事故が起きても保険に入っているから心配はないということではなく、保険はあくまでも自分の責任を果たした上で、相手のことを助けるとのことだと思ふので、条例においては、自転車をしっかり整備をし、安全を確保した上で保険に加入するよう規定すべきだと思ふ。</p>	<p>所有する自転車への定期的な点検・整備の実施に努めるよう、自転車損害賠償保険等の加入の規定とは別に規定を設けている。</p>
<p>保険者等による保険の加入促進についても、努力義務として条例に規定すべき。</p>	<p>市の責務において、自転車損害賠償保険等への加入の促進を関係機関及び関係団体と緊密に連携して行うことと条例に規定しており、保険者についても、この関係団体の中に含まれていると考えている。</p>
自転車の走行環境の整備	
<p>条文の表現について、基本理念と同様に、「市及び関係機関等が」というように、警察や国などの機関も全て含めて推進していくような表現に、もしくは、それが難しいのならば、「市は、関係機関と連携し」という表現にすべき。</p>	<p>道路交通環境の整備に関する規定の条文に反映した。</p>
自転車等の安全な通行に関する項目	
<p>自転車通行帯に駐停車する車があると、とても危険だと思ふ。自転車のことしか盛り込めないのかもしれないが、違法駐停車が多ければ、それだけ自転車のリスクも大きくなるので、条例へ規定すべき。</p>	<p>違法駐車の防止については、既に「仙台市違法駐車等の防止に関する条例」があるため、本条例の中では規定しないこととする。</p>
<p>自転車は全部車道に降ろすという方向性をきちんと条例に規定できないだろうか。無理なことをあえて言っているが、条例を作ってしまうと中々変えられないので、市として方向性を伝えて出した方が良く思ふ。</p>	<p>自転車が車道を走行する事が原則であるということは、道路交通法で規定されていることであり、本条例においては、自転車利用者の責務において、「自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令を遵守するとともに、他の交通に配慮して自転車を利用するよう努めなければならない。」と規定することとする。</p>
<p>この項目では、原則が抜けていて、たくさん歩道内の通行に関する項目があるのでどちらが原則か分からない。原則と例外を明確に規定しないと、分かりづらい。この項目だけ見ると、歩道を走っても良いけど気を付けて走って下さいと言っているように見えてしまう。</p>	
<p>押し歩き区間における自転車利用者の責務については、人がいないから乗っていいこうだとか、混んでいるから降りて行こうといったように、努力義務だと各々の判断が必要となり、分かり辛いので、曖昧にせず、自転車に乗って通行することを禁止にして頂いた方が分かり易いと思ふ。</p>	<p>自転車押し歩き推進区間の指定については、道路交通法に基づき設けられている自転車歩行者道において、恒常的に混雑するなどの特に必要な区間を指定し、その区間内における押し歩きを促すものであると考えている。</p>